

令和5年度 亀岡中部農地整備事業
千代川工区ストックヤード整備他工事

特別仕様書（案）

近畿農政局亀岡中部農地整備事業所

項目	内容	摘要
第1章 総則	令和5年度亀岡中部農地整備事業千代川ストックヤード整備他工事（以下「本工事」という。）の施工に当たっては、農林水産省農村振興局制定「土木工事共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）及び近畿農政局農村振興部制定「近畿農政局土木工事共通事項書」（URL：https://www.maff.go.jp/kinki/seibi/sekei/kouji_gyoumu/kouji_gyoumu.html）（以下、「共通事項書」という。）に基づいて実施するものとする。 共通仕様書及び共通事項書に対する特記及び追加事項は、この特別仕様書によるものとする。	
第2章 工事内容		
1. 目的	本工事は、国営亀岡中部土地改良事業計画に基づき、千代川工区のは場整備に必要となる盛土材の受入を行うものである。	
2. 工事場所	京都府亀岡市千代川町北ノ庄及び千原地内	
3. 工事概要	本工事の概要は次のとおりである。 残土受入工 V=30,000 m³ 表土掘削工 A= 2.89 ha 工事用道路工 L= 260 m 仮設工 1 式	
4. 工事数量	別紙「工事数量表」のとおりである。	
5. 工期	本工事は、受注者の円滑な工事施工体制を確保するため、事前に建設資材、建設労働者などの確保が図れるよう余裕期間を設定した工事である。 余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者を配置することを要しない。また、現場に搬入しない資材等の手配等を行うことができるが、資材の搬入、仮設物の設置等、工事の着手を行ってはならない。なお、余裕期間内に行う手配等は受注者の責により行うものとする。 工期：令和5年9月15日から令和6年3月27日まで （余裕期間：契約締結日から令和5年9月14日まで） 契約締結後において、余裕期間内に受注者の準備が整った場合は、監督職員と協議の上、工期に係る契約を変更することにより、工事に着手することができるものとする。 なお、低入札価格調査等により、上記の工事の始期以降に契約締結となった場合には、余裕期間は適用しない。 また、工事实績情報システム（コリンズ）に登録する技術者の従事期間は、契約（変更の場合は、変更契約）工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
第3章 施工条件		
1. 工程制限	1）本工事に伴う支障物（電柱等）は想定していないが、施工時に支障物が発生した場合は、監督職員と協議するものとする。 2）本工事の建設発生土受入は、第4章2. に示す関連工事の公共残土を受け入れるものであるため、工事着手後、速やかに受け入れ態勢を整えるものとする。	

項目	内容	摘要						
2. 作業可能日数	る。 3) 本工事の表土掘削工は、第4章2. に示す埋蔵文化財調査の実施個所で行うものであり、掘削箇所から順次基盤掘削を行うため、10月中旬までに着手するものとする。なお、調査部局との協議により、施工箇所の優先順位を指示する場合がある。 本工事の作業可能日数は16日（月平均）と想定している。							
3. 埋蔵文化財	1) 本工区は、表土直下等の浅い位置に埋蔵文化財が包蔵されている。このため、施工にあたり、直接現況基盤面上での重機作業及び走行をしてはならない。 2) 工事施工中に埋蔵文化財と思われるものが確認された場合、共通仕様書1-1-40文化財の保護の措置に従い、直ちに工事を中止し、監督職員に報告し、その指示に応じなければならない。 3) 施工時に埋蔵文化財調査部局の立会確認が必要になった際は、これに協力すること。							
4. 建設発生土受入	1) 本工事では、第4章2. に示す関連工事により、次の土量の公共残土搬入を予定している。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>搬入期間</th><th>搬入量</th><th>摘 要</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和5年10月～令和6年3月</td><td>30,000m³</td><td>最大200台/日（約1,000m³/日）を想定</td></tr> </tbody> </table> 2) 搬入土の受け渡し場所は、本工事現場とし、それぞれの搬入時期、搬入量については、本工事受発注者及び搬入元工事受発注者と協議の上決定するものとする。なお、日当たりの受け入れ量、雨天等の中止等の詳細については、受注者間で調整するものとする。 3) 搬入土は、土質毎に置き場を変えるものとし、それぞれの箇所で整形するものとする。なお、置き場の詳細については監督職員と協議するものとする。 4) 搬入土にゴミ、木片、コンクリート殻等の不純物や巨礫が混入している場合は、直ちに受け入れを中断し、監督職員に報告するものとする。 5) 雨天時は原則受け入れを行わないものとする。 6) 搬入土の仮置きにあたっては、計画平面図に示す「上限盛土高」を超えないよう十分留意の上、管理しなければならない。 7) ヤード内の水切り等で計画平面図に示す「基盤仕上高」から切り下げる必要が生じた場合は、埋蔵文化財が破損する可能性があることから、監督職員に確認の上、施工するものとする。なお、盛土材搬出にあたっては、「基盤仕上高」から切り下げないよう留意するものとする。 8) 本工事の着手までの受け入れは、第4章2. に示す関連工事を実施しているため、現場条件等の引継ぎを行うものとする。また、本工事施工完了時には、次の施工業者への引継ぎを行うものとする。	搬入期間	搬入量	摘 要	令和5年10月～令和6年3月	30,000m ³	最大200台/日（約1,000m ³ /日）を想定	
搬入期間	搬入量	摘 要						
令和5年10月～令和6年3月	30,000m ³	最大200台/日（約1,000m ³ /日）を想定						
5. 盛土材の運搬車輛	その12及び13エリアへの盛土材運搬車輛は、ダンプトラック4ton以下で行うものとする。							
第4章 現場条件								
1. 土質	本工事の施工場所の土質は、砂質土及び粘性土（表土）と想定している。							

項目	内容	摘要																				
2. 関連工事	本工事に関連する次の工事は、監督職員及び関連する工事の責任者と十分連絡、協議し、工事工程に支障が生じないように調整しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>工事名</th><th>工期</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>令和4年度 亀岡中部農地整備事業 千代川工区ストックヤード造成工事</td><td>令和4年10月1日～ 令和5年10月25日</td><td>受注者： (有)丸邦建設</td></tr> <tr> <td>由良川浚渫工事（仮称） 〔公共残土搬入〕</td><td>令和5年10月～ 令和6年2月（予定）</td><td>福知山河川国道 事務所発注</td></tr> <tr> <td>桂川浚渫工事（仮称） 〔公共残土搬入〕</td><td>令和5年10月～ 令和6年3月（予定）</td><td>淀川河川事務所 発注</td></tr> <tr> <td>桂川浚渫工事（仮称） 〔公共残土搬入〕</td><td>令和5年11月～ 令和6年2月（予定）</td><td>南丹土木事務所 発注</td></tr> <tr> <td>埋蔵文化財調査（その8、12、13）</td><td>令和5年5月～ 令和5年10月（予定）</td><td rowspan="2">京都府埋蔵文化 財調査研究セン ター発注（基盤 土掘削等にかか る作業）</td></tr> <tr> <td>埋蔵文化財調査（その1、9）</td><td>令和5年10月～ 令和6年2月（予定）</td></tr> </tbody> </table>	工事名	工期	備考	令和4年度 亀岡中部農地整備事業 千代川工区ストックヤード造成工事	令和4年10月1日～ 令和5年10月25日	受注者： (有)丸邦建設	由良川浚渫工事（仮称） 〔公共残土搬入〕	令和5年10月～ 令和6年2月（予定）	福知山河川国道 事務所発注	桂川浚渫工事（仮称） 〔公共残土搬入〕	令和5年10月～ 令和6年3月（予定）	淀川河川事務所 発注	桂川浚渫工事（仮称） 〔公共残土搬入〕	令和5年11月～ 令和6年2月（予定）	南丹土木事務所 発注	埋蔵文化財調査（その8、12、13）	令和5年5月～ 令和5年10月（予定）	京都府埋蔵文化 財調査研究セン ター発注（基盤 土掘削等にかか る作業）	埋蔵文化財調査（その1、9）	令和5年10月～ 令和6年2月（予定）	
工事名	工期	備考																				
令和4年度 亀岡中部農地整備事業 千代川工区ストックヤード造成工事	令和4年10月1日～ 令和5年10月25日	受注者： (有)丸邦建設																				
由良川浚渫工事（仮称） 〔公共残土搬入〕	令和5年10月～ 令和6年2月（予定）	福知山河川国道 事務所発注																				
桂川浚渫工事（仮称） 〔公共残土搬入〕	令和5年10月～ 令和6年3月（予定）	淀川河川事務所 発注																				
桂川浚渫工事（仮称） 〔公共残土搬入〕	令和5年11月～ 令和6年2月（予定）	南丹土木事務所 発注																				
埋蔵文化財調査（その8、12、13）	令和5年5月～ 令和5年10月（予定）	京都府埋蔵文化 財調査研究セン ター発注（基盤 土掘削等にかか る作業）																				
埋蔵文化財調査（その1、9）	令和5年10月～ 令和6年2月（予定）																					
3. 表土掘削	本工事の施工場所について、その8、その12、その13エリアは表土掘削が完了している。																					
4. 第三者に対する措置																						
（1）騒音・振動対策	騒音・振動等の対策については、十分に配慮するとともに、地域住民との協調を図り、工事の円滑な進捗に努めなければならない。																					
（2）境界対策	1）地区境界付近の施工は、原則境界から50cm程度離隔をとって施工するものとするが、詳細については、監督職員と協議するものとする。 2）本工事周辺の道路、水路、家屋等に近接して施工する場合は、ブルドーザーの走行速度を落とす等、既存施設に損害を与えないよう十分注意して施工しなければならない。 また、工事の施工に際しては、隣接地権者及び関係者とトラブルの生じないように、十分注意して施工するものとし、特別な対策が必要な場合は監督職員と協議するものとする。 なお受注者の責によるトラブルが生じた場合は、受注者の責任において処理しなければならない。																					
（3）濁水処理対策	本工区内の排水については、極力濁水を発生させないように注意するものとする。 なお、関係機関との協議の結果、濁水処理対策について変更する必要がある場合は、監督職員と協議するものとする。																					
（4）保安対策	本工事において 1）本工事に配置する交通誘導警備員は、原則として警備業法に定める警備員（指導教育責任者講習修了、指定講習または、基本教育及び業務別教育を受けた者）であって、専門的な知識・技能を有する者とする。 2）交通誘導警備員の配置は、下表のとおりとするが、条件変更等に伴い誘導員数に増減が生じた場合は設計図書に関して監督職員と協議するものとする。																					

項目	内容						摘要
	配置場所	交 通 誘導員	編成	昼夜別	交代要員	配置期間	
	府道宮前千歳線の進入部	1名/日	1名	昼間	なし	現場作業着手～ 現場作業完了	
	市道千代川側道 3 号線の進入部	1名/日	1名	昼間	なし	現場作業着手～ 現場作業完了	
(5) 現場内への立ち入り制限等	安全のため第三者の現場内への立ち入りを制限するとともに、必要な箇所には安全施設を設置するものとする。						
(6) 交通対策	1) 工事用車両は、工事区域内外の運行に際し制限速度等を遵守すること。なお、工事区域内の制限速度は20km/hrとする。 2) 工事用車両は主要資材の搬入搬出及び残土運搬時等において、車両からの流出、飛散を防止しなければならない。 3) 工事用車両の運行に伴い、一般道路等が損傷し道路管理者から修復等を求められた場合には、その補修工事について協議することがある。 このため、頻繁に工事用車両の運行が予想される工事現場周辺の一般道路等は、事前にその路面状況等を記録しておかなければならない。なお、受注者の責で道路を損傷した場合は、監督職員に報告の上、現況復旧を行うものとする。						
(7) 防塵対策	本工事での、防塵対策は想定していないが、必要が生じた場合は、対応について協議の上、設計変更の対象とする。						
(8) 早朝及び夜間作業の禁止	労働災害及び騒音防止の観点から、原則として早朝及び夜間作業を行ってはならない。						
(9) 工区外への農業用水の確保	本工区内の水路は、工区外からの排水及び工区外への農業用水として利用しているため、通水を阻害することがないように留意するものとする。 なお、別途農業用水確保の必要が生じた場合は、対応について協議を行うものとする。						
5. 関係機関との調整	関係機関との協議が未成立のものは以下のとおりであり、協議結果に伴い変更が生じた場合は、設計変更の対象とする。 1) 市道千代川側道 3 号線への工事用道路取付けについては、道路管理者と協議中であり、令和 5 年10月中旬頃協議が成立する見込みである。						
第 5 章 仮設							
1. 敷鉄板工							
ストックヤード内の工事用道路から仮置きヤードへの進入部にあたっては、道路の泥汚れ防止のため、敷鉄板により養生するものとする。 なお、敷鉄板の数量、期間は以下を想定しているが、受注者の責によらない、期間の延期、数量の変更が生じた場合は、監督職員と協議の上、設計変更の対象とする。							
		数量	共用日数	摘 要			
		120㎡	150 日	使用回数：1回			
		120㎡	137 日	使用回数：1回			

項目	内容			摘要												
	120㎡	120日	使用回数：1回													
2. 水替工	本工事における水替工は想定していないが、施工時に雨水排水または湧水の処理が必要となった場合は、監督職員と協議するものとする。															
第6章 工事用地等																
1. 発注者が確保している用地	発注者が確保している工事用地及び工事施工上必要な用地（以下「工事用地等」という。）は、計画平面図上に示す施工範囲内のとおりである。															
2. 工事用地等の使用及び返還	工事用地等については、工事施工に先立ち、監督職員の立会いのうえ用地境界、使用条件等の確認を行わなければならない。															
3. 受注者の裁量による工事用地等	発注者が確保している工事用地以外の用地を受注者の裁量で確保する場合は、受注者の責任において処理するものとする。															
第7章 工事用電力	本工事に使用する電力設備は、受注者の責任において準備しなければならない。															
第8章 工事用材料																
1. 規格及び品質	本工事で使用する主要材料の規格及び品質は次のとおりであり、監督職員が指示する材料については、試験成績書等を提出しなければならない。 1) 石材及び骨材 クラッシュラン RC-40															
2. 見本又は資料提出	1) 主要材料及び次に示す工事材料は、使用前に試験成績書、見本、カタログ等を監督職員に提出して承諾を得なければならない。 また、これ以外の材料についても監督職員が提出を指示する場合がある。 <table><tr><td>材料名</td><td colspan="3">提出物</td></tr><tr><td>石材及び骨材</td><td colspan="3">試験成績書・粒度分布表</td></tr><tr><td>その他資材</td><td colspan="3">カタログ、試験成績書等</td></tr></table>				材料名	提出物			石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表			その他資材	カタログ、試験成績書等		
材料名	提出物															
石材及び骨材	試験成績書・粒度分布表															
その他資材	カタログ、試験成績書等															
3. 監督職員の検査又は試験	次に示す工事材料は、使用前に監督職員の検査又は試験を受けなければならない。なお、その他の材料は、受注者の自主管理記録を確認する場合があるので、監督職員が提出を指示した場合は、これに応じなければならない。 <table><tr><td>材料名</td><td>検査・試験項目</td><td>時期</td></tr><tr><td>その他主要材料</td><td>寸法及び外観形状</td><td>搬入時抽出検査</td></tr></table>				材料名	検査・試験項目	時期	その他主要材料	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査						
材料名	検査・試験項目	時期														
その他主要材料	寸法及び外観形状	搬入時抽出検査														
第9章 施工																
1. 一般事項																
(1) 一般事項	1) 工事施工に先立ち、監督職員の立ち会いの上、工事区域周辺の用排水施設等を確認し、工事期間中に障害等が起きないように施工計画を立てなければならない															

項目	内容	摘要																											
	い。 また、共通仕様書第1章第1節1-1-5に規定する施工計画には、降雨並びに運土に伴う防災対策等について記載しなければならない。 2) 対象工区外から流入する排水は既設水路を活用して工区外へ排出するものとする。 また、施工中に工区内で発生する地表水または地下水は、施工に支障がないよう適切に排除するものとする。 3) 測量、施工及び施工後の営農に支障となる草類がある場合は、事前に刈り取りを行うものとする。また、工事完成時もしくは部分使用時に、水路及び道路法面の草類及び営農に支障となる草類についても刈り取りを行うものとする。 なお、刈り取りは設計変更の対象としない。 4) 受注者は、任意仮設等においても木材利用の促進に留意しなければならない。																												
(2) 基準点	本工事の基準点及び水準点については別途監督職員が指示する。 なお、基準点等の位置データは測地成果2000に対応したものである。																												
(3) 地区境界	1) 工事施工に先立ち、地区境界について、事前に現地で確認しなければならない。なお、地区境界にかかる資料は、別途貸与する。 2) 境界杭については、工事施工中においても移動しないように留意するものとし、必要に応じて控杭等を設けるものとする。 3) 境界杭については施工完了時にすべて復旧するものとするが、杭の設置が困難な個所や営農に支障となる箇所等があることから、事前に監督職員と協議するものとする。																												
(4) 標準図面集	工事施工は、別添図面の他、「亀岡中部農地整備事業標準図面集」（以下、「標準図面集」という。）により行うものとする。 なお、現地の状況等により、標準図面集が適用できない場合は、監督職員と協議するものとする。																												
(5) 検測又は確認（施工段階確認）	1) 本工事の施工段階確認は、下表に示すとおりである。ただし、確認時期・頻度については、監督職員の指示により変更する場合がある。 2) 下表に示す以外の工種は、自主検査記録を確認する場合があるので、監督職員が求めた場合、これに応じなければならない。 3) 遠隔確認の対象工種については、特別仕様書第10章（4）工事現場等の遠隔確認についての1）により決定する。 <table><tr><th>工種</th><th>確認内容</th><th>確認時期・頻度 （一般監督）</th><th>遠隔確認対象</th><th>備考</th></tr><tr><td>表土はぎ</td><td>現況表土厚</td><td>着手前 各計画は場1箇所以上及び表土厚の薄い現況は場</td><td>指示による</td><td></td></tr><tr><td rowspan="4">掘削・盛土</td><td>地質状況</td><td>地質変化時</td><td>指示による</td><td></td></tr><tr><td>地耐力</td><td>軟弱地盤出現時</td><td>指示による</td><td></td></tr><tr><td>湧水状況</td><td>湧水出現時</td><td>指示による</td><td></td></tr><tr><td>地盤改良</td><td>改良が必要となった場合 改良深、幅、投入量</td><td>指示による</td><td></td></tr></table>	工種	確認内容	確認時期・頻度 （一般監督）	遠隔確認対象	備考	表土はぎ	現況表土厚	着手前 各計画は場1箇所以上及び表土厚の薄い現況は場	指示による		掘削・盛土	地質状況	地質変化時	指示による		地耐力	軟弱地盤出現時	指示による		湧水状況	湧水出現時	指示による		地盤改良	改良が必要となった場合 改良深、幅、投入量	指示による		
工種	確認内容	確認時期・頻度 （一般監督）	遠隔確認対象	備考																									
表土はぎ	現況表土厚	着手前 各計画は場1箇所以上及び表土厚の薄い現況は場	指示による																										
掘削・盛土	地質状況	地質変化時	指示による																										
	地耐力	軟弱地盤出現時	指示による																										
	湧水状況	湧水出現時	指示による																										
	地盤改良	改良が必要となった場合 改良深、幅、投入量	指示による																										
(6) 中間技術検	本工事が、低入札価格調査制度における調査対象工事となった場合は、以下の																												

項目	内容	摘要						
査	内容により、中間技術検査を行うものとする。 1) 発注者から監督職員を通じて、中間技術検査を実施する旨、通知を受けた場合は従わなければならない。 2) 中間技術検査を受ける場合、あらかじめ監督職員から指示する出来形図及び出来形数量内訳書を作成し、監督職員へ提出しなければならない。 3) 契約図書により義務づけられた工事記録写真、出来形管理資料、工事関係図及び工事報告書等の資料を整備し、中間技術検査を命ぜられた職員（以下「技術検査職員」という。）から提示を求められた場合は従わなければならない。 4) 技術検査職員から修補を求められた場合は従わなければならない。 5) 中間技術検査又は修補に要する費用は、受注者の負担とする。							
(7) 既設構造物に対する措置	本工事の施工に当たって、既設構造物を取壊し撤去する場合は、構造・寸法について事前に監督職員に報告して確認を受けなければならない。							
(8) 設計図書等の充足	本仕様書及び設計図書等に明記なき事項であっても、構造上及び機能上当然具備すべきものについては、監督職員に報告しこれを充足するものとする。							
(9) その他	1) 工事施工に先立ち、極力工区外の排水は、これを遮断し工区内への流入を防ぐものとする。 なお、工事中に滞水が生じたときは速やかに排除しなくてはならない。 2) ブルドーザーの運転手は熟練者を乗務させ、走行回数をできるだけ少なくして、過転圧やこね回しとならないよう施工しなければならない。 3) 舗装切断作業に伴い発生する排水又は切削粉は、直接、現場外に排出することがないように回収し、産業廃棄物として適正に処理するものとする。							
2. 再生資源等の利用	1) 再生資材の利用 受注者は、次に示す再生資源を利用しなければならない。 <table border="1"> <thead> <tr> <th>資材名</th><th>規格</th><th>備考</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>再生クラッシュラン</td><td>RC-40</td><td>舗装材</td></tr> </tbody> </table> 2) 建設資材廃棄物等の現場内利用 受注者は、本工事の施工に伴い発生するその他の建設資材廃棄物等も、その利用方法等について監督職員と協議しなければならない。 なお、分別の徹底及び、適切な保管を行うものとする。 3) 再生資源利用計画 受注者は、コンクリート、コンクリート及び鉄から成る建設資材、木材、アスファルト混合物等を工事現場に搬入する場合には、法令等に基づき、再生資源利用計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。 4) 再生資源利用促進計画 受注者は、建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊、建設発生木材、建設汚泥または建設混合廃棄物等を工事現場から搬出する場合には、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を作成し、施工計画書に含め監督職員に写しを提出しなければならない。 また、受注者は、法令等に基づき、再生資源利用促進計画を工事現場の公衆が見やすい場所に掲げなければならない。	資材名	規格	備考	再生クラッシュラン	RC-40	舗装材	
資材名	規格	備考						
再生クラッシュラン	RC-40	舗装材						

項目	内容	摘要																						
3．特定建設資材の分別解体等	本工事における特定建設資材の工程ごとの作業内容及び分別解体等の方法は、次のとおりである。 <table><tr><td rowspan="6">工程ごとの作業内容及び解体方法</td><td>工程</td><td>作業内容</td><td>分別解体等の方法</td></tr><tr><td>①仮設</td><td>仮設工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>②土工</td><td>土工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>③基礎</td><td>基礎工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>④本体構造</td><td>本体構造の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑤本体付属品</td><td>本体付属品の工事 □有 ■無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr><tr><td>⑥その他</td><td>その他の工事 ■有 □無</td><td>□手作業 □手作業・機械作業の併用</td></tr></table>	工程ごとの作業内容及び解体方法	工程	作業内容	分別解体等の方法	①仮設	仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	②土工	土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	③基礎	基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	④本体構造	本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	⑥その他	その他の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用	
工程ごとの作業内容及び解体方法	工程		作業内容	分別解体等の方法																				
	①仮設		仮設工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	②土工		土工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	③基礎		基礎工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	④本体構造		本体構造の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																				
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 ■無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																					
⑥その他	その他の工事 ■有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用																						
5．土工 (1) 掘削	1) 現況畦畔等の掘削土は埋戻し及び盛土に流用する。 2) 掘削に当たっては、法面の崩落に十分注意して施工するものとする。 3) 法面の崩落により他の施設に重大な影響が発生又は、そのおそれが認められる場合は、速やかに監督職員と協議するものとする。																							
(2) 石積みの処理	1) 従前のほ場を形成している石積みは、表土に混入することが無いよう注意して作業するものとする。 2) 表土掘削等に伴い、撤去が必要となった積み石は、道路路体の深部など、施工や完成後の営農に影響のない場所に慎重に処理するものとする。ただし、練石積みでコンクリートが付着している場合は、適切に処分するものとする。																							
6．表土はぎ (1) 表土はぎ	1) はぎ取り作業前に、従前ほ場1筆当たり1点以上の表土厚を計測し、結果を取りまとめて監督職員に提出するものとする。 なお、計画ほ場1筆当たり1点以上について、監督職員の立合確認を行うものとする。計画ほ場については、別途監督職員から示すものとする。 2) 表土はぎにあたっては、極力直接現況基盤面上で重機作業を行わないものとし、現況表土上、現況道路上、または保護盛土上から表土はぎを行うものとする。 3) 表土はぎにあたっては、畦畔土と混ざらないよう注意するものとする。また、はぎ取った表土の集積箇所は、監督職員が指示するものとし、集積後は土量を計測の上、監督職員へ報告するものとする。集積は、バックホウによる集積可能な範囲を想定しているが、不整地運搬車等での運搬が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。 なお、集積した表土には、表土以外の土砂が混入しないよう注意するものとする。 4) 表土はぎを行ったほ場については、水がたまらないよう、取水口を閉塞するとともに排水口等から水切りを行うものとする。ただし、基盤面からの切土が生じる場合は、埋蔵文化財への影響が考えられることから、事前に監督職員の確認を行った上で施工するものとする。 5) 施工範囲内の水路は、施工範囲外からの排水及び施工範囲外へ用水を通水す																							

項目	内容	摘要
(2) 湧水処理	るため、存置するものとする。 なお、やむを得ず撤去が必要となる場合は、監督職員と協議するものとする。 本工事における湧水処理は想定していないが、湧水が出現した場合は、対応方法について監督職員と協議するものとする。	
7. 工事用道路工		
(1) 路体工	1) 盛土材は、ストックヤード仮置土のうち、礫分を多く含む土を利用するものとする。 2) 上記材料が盛土材として不適切と想定される場合は、使用に先立ち監督職員と協議するものとする。 3) 路体盛土は一層の仕上がり厚が30cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った機種の締固め機械で最大乾燥密度の90%以上に締固めを行わなければならない。 4) 路床盛土は一層の仕上がり厚が20cm以下となるよう均一にまき出し、施工条件に合った機種の締固め機械で最大乾燥密度の90%以上に締固めを行わなければならない。	
(2) 敷砂利工	敷砂利は再生クラッシュラン（RC-40）により仕上がり厚10cmとし、施工条件に合った転圧機械により締固めなければならない。 また、工事後の営農車両の通行に支障を及ぼす恐れのある不純物（ガラス片、金属片、鋭利なプラスチック片・陶磁器片等）をなるべく含まない材料を使用するものとする。なお、施工後、路面上に不純物が確認された場合は除去するものとする。	
第10章 施工管理		
1. 主任技術者等の資格	主任技術者又は監理技術者の資格は、入札公告によるものとする。	
2. 施工管理		
(1) 工程管理	受注者は工事施工中において、計画工程と実施工程を比較照査し、差異が生じる恐れがある場合は、原因を究明するとともに対策案を速やかに監督職員へ報告しなければならない。	
(2) 工事現場等における遠隔確認について	1) 本工事において、施工段階確認、材料検査、立会などを遠隔確認で実施する場合は、契約後受発注者の協議により決定するものとする。 2) 遠隔確認を実施する場合の費用は、設計変更の対象とする。	
第11章 条件変更の補足説明	本工事の施工に当たり、自然的又は人為的な施工条件が設計図書等と異なる場合、あるいは、設計図書等に示されていない場合の施工条件の変更に該当する主な事項は、次のとおりである。 ① 土質 ② 転石の出現 ③ 湧水の出現 ④ 予想し得なかった騒音規制、交通規制	

項目	内容	摘要
第12章 その他	⑤ 第三者との協議によるもの ⑥ 地下埋設物（埋蔵文化財を含む）の出現 ⑦ 関係機関との協議による変更 ⑧ 遠隔確認の施行を行う場合 ⑨ その他監督職員が認めた事項	
1. 電子納品	工事完成図書を、共通仕様書第1編1-1-37に基づき作成し、次のものを提出しなければならない。 ・工事完成図書の電子媒体（CD-RもしくはDVD-R）正副2部 ・工事完成図書の出力1部（電子媒体の出力、市販のファイル綴じで可）	
2. CORINSへの登録	技術者の従事期間は、契約工期をもって登録することとし、余裕期間を含まないことに留意すること。	
3. 週休2日による施工	1) 本工事は、週休2日に取り組むことを前提として、労務費、機械経費（賃料）、間接工事費を補正した試行対象工事である。受注者は、週休2日を実施する希望がある場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を監督職員へ提出し、本試行を適用することができる。 2) 「週休2日」とは、対象期間を通じた現場閉所の日数が、4週8休以上となることをいう。 なお、ここでいう対象期間、現場閉所等の具体的な内容は次のとおりである。 ① 対象期間とは、工事着手日から工事完成日までの期間をいう。なお、対象期間において、年末年始を挟む工事では年末年始休暇分として12月29日から1月3日までの6日間、8月を挟む工事では夏季休暇分として土日以外の3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、余裕期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。 ② 現場閉所とは、現場事務所等での事務作業を含め、1日を通して現場作業が行われない状態をいう。ただし、現場安全点検や巡視作業等、現場管理上必要な作業を行うことは可とする。 3) 週休2日（4週8休以上）とは、対象期間内の現場閉所日数の割合が28.5%（8日／28日）以上の水準に達する状態をいう。なお、降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。 4) 週休2日（4週8休以上）の実施の確認方法は、次によるものとする。 ① 受注者は、週休2日の実施を希望する場合、契約後、工事着手前日までに週休2日の実施計画書を作成し監督職員へ提出する。 ② 受注者は、週休2日の実施状況を定期的に監督職員へ報告する。なお、週休2日の実施状況の報告については、現場閉所実績が記載された日報、工程表や休日等の作業連絡記録、安全教育・訓練等の記録資料等により行うものとする。 ③ 監督職員は、上記受注者からの報告により週休2日の実施状況を確認するものとし、必要に応じて受注者からの聞き取り等を行う。 ④ 監督職員は、受注者から定期的な報告がない場合や、実施状況が確認できない場合などがあれば、受注者から上記②の記録資料等の提示を求め確認を	

項目	内容	摘要																								
4. 1日未満で完了する作業の積算	行うものとする。 ⑤ 報告の時期は、受注者と監督職員が協議して定める。 5) 監督職員が週休2日の実施状況について、必要に応じて聞き取り等の確認を行う場合には、受注者は協力するものとする。 6) 発注者は、現場閉所を確認した場合は、現場閉所状況に応じた以下に示す補正係数により、労務費、機械経費（賃料）、共通仮設費（率分）、現場管理費（率分）を補正し設計変更を行うものとする。 ①補正係数																									
	<table><tr><th>項 目</th><th>4週8休以上</th><th>4週7休以上 4週8休未満</th><th>4週6休以上 4週7休未満</th></tr><tr><td>現場閉所率</td><td>28.5%(8日/28日)以上</td><td>25%(7日/28日)以上28.5%未満</td><td>21.4%(6日/28日)以上25%未満</td></tr><tr><td>労務費</td><td>1.05</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>機械経費（賃料）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.01</td></tr><tr><td>共通仮設費（率分）</td><td>1.04</td><td>1.03</td><td>1.02</td></tr><tr><td>現場管理費（率分）</td><td>1.06</td><td>1.04</td><td>1.03</td></tr></table>	項 目	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満	現場閉所率	28.5%(8日/28日)以上	25%(7日/28日)以上28.5%未満	21.4%(6日/28日)以上25%未満	労務費	1.05	1.03	1.01	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01	共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02	現場管理費（率分）	1.06	1.04	1.03	
	項 目	4週8休以上	4週7休以上 4週8休未満	4週6休以上 4週7休未満																						
	現場閉所率	28.5%(8日/28日)以上	25%(7日/28日)以上28.5%未満	21.4%(6日/28日)以上25%未満																						
	労務費	1.05	1.03	1.01																						
	機械経費（賃料）	1.04	1.03	1.01																						
	共通仮設費（率分）	1.04	1.03	1.02																						
	現場管理費（率分）	1.06	1.04	1.03																						
	②補正方法 当初積算において4週8休以上の達成を前提とした補正係数を各経費に乘じている。また、発注者は現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、工事請負契約書第25条の規定に基づき請負代金額のうち、それぞれの経費につき上記①に示す補正係数の表に掲げる現場閉所率に応じた補正係数を用いて補正し、請負代金額を減額変更する。なお、4週6休に満たないもの及び、工事着手前に週休2日に取り組むことについて監督職員へ報告しなかったもの（受注者が週休2日の取組を希望しないものを含む）については、当初積算の補正分を全て減ずるものとする。																									
	3) 監督職員は、受注者からの報告により現場閉所状況が4週6休以上（現場閉所率21.4%（6日/28日）以上）と確認した場合は、履行実績取組証明書を発行するものとする。																									
1) 本工事における1日未満で完了する作業の積算（以下、「1日未満積算基準」という。）は、変更積算にのみ適用する。 なお、1日未満積算基準は、農林水産省HPの下記サイトを参照すること。 https://www.maff.go.jp/j/nousin/sekkei/attach/pdf/index-116.pdf																										
2) 受注者は施工パッケージ型積算基準と乖離があった場合に、1日未満積算基準の適用について、協議の発議を行うことができる。																										
3) 同一作業員の作業が他工種等の作業と組み合わせで1日作業となる場合には、1日未満積算基準は適用しない。																										
4) 受注者は、協議に当たって、1日未満積算基準に該当することを示す書面、その他協議に必要な根拠資料（見積書、契約書、請求書等）により、施工パッケージ型積算基準との乖離が確認できない場合には、1日未満積算基準は適用しない。																										
5) 災害復旧工事等で人工精算する場合や、「時間的制約を受ける工事の積算方法」を適用して積算する場合等、1日未満積算基準以外の方法によることが適当と判断される場合には、1日未満積算基準を適用しない。																										
第13章 公共事業関係調査に対する協力	本工事が発注者の実施する歩掛調査や諸経費動向調査等の公共事業関係の各種調査の対象となった場合、受注者はその実施に対して必要な協力を行わなければならない。																									

項目	内容	摘要
第14章 天災その他不可抗力	天災その他の不可抗力による損害は、請負契約書第30条によるものとする。	
第15章 定めなき事項	この特別仕様書に定めない事項又は本工事の施工に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。	

令和 5 年度

十津川紀の川直轄管理事業

大迫ダム背水対策及び流木処理工事

工 事 数 量 表
【当初】

近畿農政局

南近畿土地改良調査管理事務所

工 事 数 量 表

工種・種別・細別	規格	単位	数量	備 考
1. 背水対策工				堆積土砂搬出・処理
(1)掘削工				
掘削・積込	土砂	m3	200	土取場
(2)運搬工	土砂	m3	200	土取場～土捨場
(3)土捨場整地工	土砂	m3	200	土捨場
2. 流木処理工				流木搬出・処理
(1)流木処理工				
集積工	流木（幹・根）	空m3	400	概
積込工	流木（幹・根）	空m3	400	概
運搬・処理工	流木（幹）	空m3	200	概
運搬・処理工	流木（根）	空m3	200	概
3. 仮設工				
(1)安全費				
交通誘導警備員		人	15	